



パープルリボン
「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボル

11月12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、女性に対する暴力をなくす運動が全国で行われます。
高槻市でも、展示や講座など取組を行います。

講座

大切な人をDV から守るために
～今、私たちができること～

日時 令和5年11月16日（木）
午前10:00～正午
詳細は、「～今後の講座～」へ（最終ページ）

相談先では、あなたの気持ちを最優先に、何ができるか一緒に考えます。プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。



心を傷つけることも暴力です。
一ひとりで抱えず、最初の一步を

性犯罪・性暴力		配偶者・交際相手からの暴力	
(内閣府) 性暴力に関するSNS相談 Cure time (キュアタイム)	(内閣府) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ #8891	(警察) 性犯罪被害相談電話 ハートさん #8103	内閣府DV相談+ はれば #8008

■ **高槻市DV相談**
高槻市在住の方または高槻市に避難している方

電話 **072-674-7689**

月～金曜日 8:45～17:15
※相談は原則面接相談、予約制

■ **高槻市女性一般相談**
高槻市在住・在勤・在学の女性

電話 **072-674-7593**

火・金曜日 9:30～12:00、13:00～16:30
※電話相談受付は16:00まで ※面接相談は予約制

男女共同参画センター内のフリースペースをご活用ください

仲間やグループ内のちょっとした打ち合わせなどで、集まるスペースが必要なときに、無料で気軽にお使いいただけるスペースです。

- ・午前9時から午後5時15分まで利用できます
- ・事前に予約をすることが可能
- ・利用人数は2名から6名まで可能（1テーブルにつき）
- ・水分補給はOK（お食事はご遠慮ください）



性犯罪に関する法律の改正等について

「刑法」及び「刑事訴訟法」の一部が改正され、また、「性的姿態撮影等処罰法」が成立し、一部を除き施行されました。（令和5年7月13日）
性犯罪に関する新たな変更点などのポイントをご紹介します。

ポイント

強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました

「暴行」「脅迫」「障がい」「アルコール」「薬物」「フリーズ」「虐待」「立場による影響力」などが原因となって

- 同意しない意思を **形成したり** → **NOと思うこと**
- 表明したり** → **NOと言うこと**
- 全うすること** → **NOを貫くこと** **が難しい状態**

で、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

その他にも

- いわゆる性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました
- わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です
- 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です
※上記3点いずれも、相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のときに処罰の対象
- 性犯罪の公訴時効期間が延長されました
時効期間は、被害に遭ったとき（18歳未満の場合は18歳になったとき）から
①不同意性交等致傷罪など → 20年 ②不同意性交等罪など → 15年 ③不同意わいせつ罪など → 12年

講座の実施報告

「やってみたい！」から始めるおうち企業セミナー



6月30日から3回連続講座で、(株)マミー・クリスタルの角田彩さんをお迎えし、女性向けの起業講座を開催しました。
角田さんは、起業において大切なことは、自分は①誰のために②どんな困りごとのためにがんばれるかを明確にすることであり、そのためには「自分を知る」ことがとても大事だと話されました。個人や参加者同士のワークショップを通して、自分の強みを知るとともに、叶えたい生活を実現するためのコツを教えてくださいました。

参加者からの声

- 起業することへの不安が少し軽減し、もっと学んでみたくなりました。
- 起業を始める前に自分の強みを知り、作戦をたてるための整理ができた。
- 起業のセミナーを有料でもよいのもっと企画してほしい。